

国史跡本證寺境内の概要

山崎 裕太

(安城市教育委員会文化振興課学芸員)

はじめに

国史跡^{ほんしょうじ けいだい}本證寺境内は安城市野寺町に所在する、真宗寺院・雲龍山本證寺の境内地を中心とする史跡です。昭和34年(1959)には「本證寺境内地」の名称で県史跡、平成27年(2015)には「本證寺境内」として国史跡に指定されました。

本報告では、本證寺境内の特質として注目されてきた「城郭伽藍^{じょうかくがらん}／寺院」という点に焦点を当てつつ、これまでの調査研究の進展と国史跡指定、及び、今後の史跡整備について概要を述べていきます。

1. 本證寺境内の現況と文化財

内堀に囲われた本堂地区には、4棟の江戸時代の建物が残っています。本堂は県の指定文化財で、欄干^{らんかん}の擬宝珠^{ぎぼうしゅ}の銘文から寛文3年(1663)頃に完成したと考えられており、本證寺に残る建物のなかで最も古いものです。鼓楼^{ころう}は宝暦10年(1760)、経蔵^{きやうざう}は文政6年(1823)、鐘楼^{しょうろう}は元禄16年(1703)頃の建立と考えられており、いずれも市指定文化財となっています。また、内堀に咲くハスは本證寺の象徴的な景観を成しています。ハスは平成6年を最後に一度消滅しましたが、同21年から始まった市民協働による「本證寺ハス再生プロジェクト」によって、ハスの咲く景観が戻りました。

本堂地区の北側は庫裏地区です。庫裏は文政13年(1830)に再建されたと考えられており、大寺院にふさわしい規模です。庫裏の東正面には18世紀前半頃の建立と考えられている、市指定文化財の裏門が存在します。庫裏地区の東・北・西には高さ約2mの土塁^{どるい}、現地表からの深さ約1mの空堀が残存します。その北側の寺内北堀^{じない}・土塁地区には、道路に接して外堀が東西に約40mにわたって残っています。土塁上面から堀底まで現況で約3mあり、「城郭寺院」といわれるとおり、城さながらの圧巻の遺構で

す。この空堀を東に伸ばした位置、県道294号の脇にも部分的に空堀が残存し、また、大門正面の道を東に約90m進んだ地点にある池も外堀の痕跡と考えられています。

以上のように本證寺境内には多くの遺構が存在します。そのなかでも本堂地区の東側の、県道に沿って南北に伸びる内堀、石垣上の塀、その端に位置する城の隅櫓さながらの鼓楼からなる景観、そして庫裏地区に残る土塁と空堀は、「城郭伽藍／寺院」と呼ばれるにふさわしい本證寺境内の見所です。

遺構に加え、本證寺は多数の文化財を所有しています。絵画では鎌倉後期頃の「絹本著色^{けんぼんちやくしやく} 聖徳太子^{しょうとくたいし} 絵伝^{えでん}」・「絹本著色^{けんぼんちやくしやく} 善光寺如来絵伝^{ぜんこうじ にょらい}」が国指定重要文化財です。これらは大正7年(1918)に指定されています(当時は古社寺保存法の国宝)。県指定文化財には南北朝期頃の「絹本著色^{けんぼんちやくしやく} 法然上人^{ほうねんしやうにん} 絵伝^{えでん}」、貞和3年(1347)の墨書銘のある「木造^{きぞう} 慶円上人^{きやうえんしやうにん} 坐像^{ざざう}」、桃山時代の作の工芸品「垣蔦文組^{かきつたもんくみわん} 椀^{わん}」があります。この他、多数の市指定文化財を所有し、さらに、庫裏地区には県指定天然記念物「本證寺のイブキ」があります。

2. 「城郭伽藍」による県指定

本證寺が特に注目されてきたのはその歴史、特に、永禄6・7年(1563・64)の三河一向一揆の舞台となったこと、そして、一揆を偲ばせる「城郭寺院」としての遺構が境内に残っていることです。冒頭で述べたように、昭和34年に「本證寺境内地」として寺の境内地が史跡指定されました。その指定理由は、内堀や外堀、「往時の見張櫓を思わせる重層造りの鼓楼」は「わが国戦国時代における城郭伽藍の代表的遺構」で、「城郭伽藍の例は他にないでもないが、これほどよく保存されたものは全国的にもあまり例のない」(愛知県指定文化財台帳)というも

のでした。「城郭伽藍」の遺構が三河一向一揆と結び付けられることで県史跡となったのです。

県指定理由の核となるキーワードは「城郭伽藍」です。この概念は昭和31年(1956)に寺院研究者である石田茂作氏が論文「伽藍配置の変遷」(『日本考古学講座6 歴史時代(古代)』、河出書房)で用いたのが最初で、本證寺や同じく三河三か寺の上宮寺(岡崎市)が事例として挙げられています。石田論文や県史跡指定によって「城郭伽藍」という本證寺境内の特徴が定着していったのでしょうか。

ところで、本證寺境内の遺構が城に類するものとして注目され始めたのは、いつ頃からなのでしょう。

ある程度の体系的な調査が行われ、多くの本證寺所蔵文化財を取り上げた『桜井村誌』(桜井村役場、1943年)では、境内の土塁・堀については特に触れられておらず、本證寺を城郭になぞらえる発想は地元ではまだ定着していないようです。

こうしたなかで注目されるのが、戦前の陸軍省築城部本邦築城史編纂委員会の『日本城郭史資料』(国



図1 整備概要図(現時点での案のため今後変更になる可能性あり)

立国会図書館所蔵)の記載です。全国の中・近世城郭と近代の台場を調査したもので、現在の城郭の構造図(縄張図)に匹敵する精度の測量図が多く掲載されています(中井均「本邦築城史編纂委員会と『日本城郭史資料』について」『中世城郭研究』第7号、1993年)。三河は第19・20冊に該当し、安城市域では安城城の測量図と、同城・桜井城・山崎城の周知の絵図が筆写されています。測量図の存在と、冒頭の視察予定表に安城城しか記載されていないことから、実際に調査したのは安城城のみであったと推測されます。

予定表によれば、安城城調査の翌日は現在の西尾市域を視察予定であったようですが、西尾城の前に「本證寺ノ防備」と記されています。予定表に記載された三河の城にはいずれも測量図が付されており実際に踏査したことが分かるため、本證寺境内を実見したかは疑問といわざるを得ません。しかし、少なくとも昭和10年代に本證寺境内に防御構造物が存在するという言説が、一部に存在したことは指摘できます。本邦築城史編纂委員会は城の建築ではなく土木を中心に調査しているので、鼓楼ではなく土塁・堀を視察する意図であったのかもしれませんが。このように、本證寺境内の城に類する遺構は早くから注目されていました。そして、「城郭伽藍」概念の登場と県史跡指定により、三河一向一揆当時の遺構という認識が定着していったのだと思われます。

3. 戦国期の「城郭寺院」本證寺

その後、一般的な城へのイメージから、鼓楼が特に「城郭伽藍」を示すものとして定着しました。しかし、中世城郭研究の立場からの検討により、本證寺境内を戦国期の「城郭伽藍」たらしめる遺構として、土塁・堀が注目されるようになりました。

安城市域では平成9年(1997)から発掘調査(試掘確認・工事立会調査を含む)を行ってきました。特に、平成21年以降は国史跡指定を目指して、外堀の位置を特定し、寺内の範囲を確認する調査を積み重ねてきました。その結果、複数の外堀推定地点で戦国期と考えられるV字型の堀が検出されたため、寺内

復原案の修正が重ねられています。

調査成果が蓄積されたことにより、一向一揆のときには本證寺境内が堀に囲われていたこと、そうした遺構が現在も地中に残存していることが分かってきました。また、文献資料の検討から

も、天正13年(1585)の赦免・帰住の頃には寺内を画す堀の存在が明らかとされました。

このように、本證寺境内の特質である戦国期の「城郭伽藍」の実態は調査研究の進展によって、建物ではなく土木の面から明らかにされてきました。これに伴い、「伽藍」という語が「寺の建物の総称。寺、寺院」を意味し(『日本国語大辞典』)、建物を連想してしまうため(必ずしも建物単体を指す語ではないですが)、本證寺の「城郭伽藍」の代表遺構が鼓楼であるかのような印象を与えかねないという問題が浮上しました。そのため、戦国期に遡る城郭的な遺構が堀であることに鑑みて、近年では「城郭伽藍」ではなく「城郭寺院」の語を用いています。

4. 本證寺境内の国史跡指定

発掘調査によって、三河一向一揆に関わる寺院境内地としての本證寺境内の姿が明らかとなったことは、国史跡指定において重要な要素となりました。

発掘調査によって分かったのは戦国期の姿だけではありません。現地表面に残る土塁・堀が江戸時代の構築である可能性が高いこと、江戸時代の堀は戦国期の堀を再掘削した地点とそうでない地点とが存在

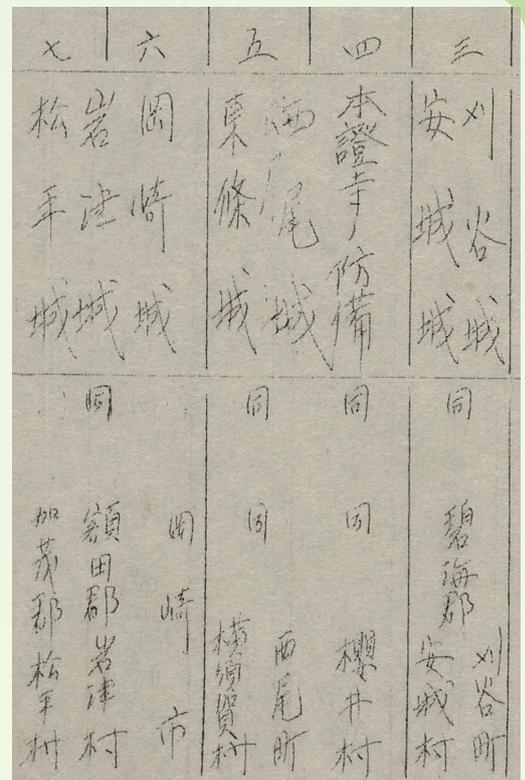


写真1 『日本城郭史資料』第19冊
(国立国会図書館デジタルコレクションより転載)

することが判明したのです。しかし、現存遺構が江戸時代の構築であるからといって、その価値が下がるわけではありません。むしろ、江戸時代に、戦国期の堀より浅いながらも幅を広げて再掘削された堀や構築された土塁は、現存する本堂・庫裏などの建築物とともに、ちゅうほんざん 中本山・ふれがしら 触頭寺院としての本證寺の勢力の大きさを示す遺構として、より多面的に本證寺境内を評価することにつながったのです。以上のように、①三河一向一揆に関連する遺構が残っていること、②江戸時代の本證寺の立ち位置を示すような遺構が残存していることに加え、③「本證寺伽藍絵図」（裏表紙）に描かれる主要な建物や内堀といった江戸時代の景観が良好に残されており、浄土真宗寺院の伽藍のあり方をよく留めていること、④古文書・彫刻・絵画といった文化財を多く伝えており、我が国の仏教信仰のあり方を探るうえで重要であること、といった学術的価値が認められ、平成27年（2015）に国史跡に指定されました。三河一向一揆と結び付けることを主としていた県指定の段階から、調査研究を経て明らかとなった本證寺境内のもつ多様な価値が評価されて、国指定へと至ったのです。

5. 未来の本證寺境内

安城市では国指定以前の平成21年に「本證寺境内地保存整備基本構想」、同26年に将来の整備を視野に入れた「本證寺境内地保存活用基本計画（第1次）」を策定し、国指定後には、史跡の保存管理、活用や整備等の考え方、具体的な取組の内容を定めた「国指定史跡本證寺境内保存活用計画」を同28年に策定しました。その後、学識経験者や地元有識者からなる史跡本證寺境内整備検討会議を設置し、会議での意見も踏まえ令和5年（2023）に策定したのが「史跡本證寺境内整備基本計画」です。国史跡となったことや調査研究の進展を踏まえ、改めて今後の本證寺境内の保存と整備活用のあり方を検討し、具体的な方針を定めました。

「史跡本證寺境内整備基本計画」では整備の基本理念を「現在に寺観を継承する史跡本證寺境内の本質的価値を保存し、これらを顕在化させる整備を進

めるとともに、市民との協働によって史跡に対する理解と誇りを醸成する」としています。本證寺境内の本質的価値をまとめると、①歴史の継承、②遺構群の残存、③文化財群の継承、④自然環境の保全、です。

これら本質的価値の顕在化、すなわち、地中に眠る遺構の復元や立体表示、サインによる表示等、来訪者が視覚的に理解できるようにすることが基本方針の一つです。整備の重点は潜在化した価値の掘り起こしに加え、寺内を構成する要素の保存・活用による本證寺寺内景観の顕在化、現境内の遺構に合わせた江戸時代後期の景観の再生、の三点に置かれています。整備テーマは「堀に囲まれた本證寺・寺内景観の再生—寺内景観の再生による江戸時代以来の文化の共有と伝統の継承—」です。

令和6年に国の登録有形文化財となった旧神谷家きゅうかみやけ住宅主屋も連動して整備を進めます。史跡の解説や休憩機能、貸出スペースなど、建物の文化財的価値を伝えつつ、史跡公園の一角の施設としての活用を行う予定です。

おわりに

本報告では、本證寺境内が様々な価値を有することと、整備テーマが江戸時代以来の景観の再生であることを示すために、あえて「城郭寺院／伽藍」にこだわって述べてきました。三河一向一揆の「城郭寺院」というだけに留まらない価値と魅力が本證寺境内には存在します。また、史跡公園となることで新たに創出・見出される価値もあることでしょう。整備が完了した際には、市民の皆さんに身近な文化財として親しんでいただけることを願っています。

参考文献

安城市教育委員会 2014『雲龍山本證寺調査報告』
安城市歴史博物館 2012『よみがえる本證寺伽藍』